

認定こども園の認定基準について

1 職員配置

(1) 次の基準により算定した数の職員を確保し、適宜配置する必要があります。

	長時間利用児	短時間利用児
0歳児	おおむね3人に1人の保育者	—
1, 2歳児	おおむね6人に1人の保育者	—
3歳児	おおむね20人に1人の保育者	おおむね35人に1人の保育者
4, 5歳児	おおむね30人に1人の保育者	

① 0～満2歳児と満3歳児以上の長時間利用児には、保育所の基準が適用となります。

② 満3歳以上の短時間利用児には幼稚園の基準が適用となります。

※ 「おおむね」は、下記の算出方法により端数処理が生じるために必要です。

<国から示された職員配置数の算出方法>

$$\begin{aligned}
 \text{必要配置数} &= 0\text{歳児} \times 1/3 && (\text{小数点第二位以下切捨}) \\
 &+ (1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1/6 && (\text{小数点第二位以下切捨}) \\
 &+ 3\sim 5\text{歳の短時間利用児} \times 1/35 && (\text{小数点第二位以下切捨}) \\
 &+ 3\text{歳の長時間利用児} \times 1/20 && (\text{小数点第二位以下切捨}) \\
 &+ 4\text{歳}\sim 5\text{歳の長時間利用児} \times 1/30 && (\text{小数点第二位以下切捨}) \\
 &= \text{必要配置数} && (\text{小数点以下四捨五入})
 \end{aligned}$$

③ 認定こども園における保育に従事する職員の数は、常時2人以上の配置が必要です。

(2) 満3歳児以上の短時間利用児及び長時間利用児については、共通利用時間において、学級編制を行い、1人以上の保育者を配置する必要があります。この場合、1学級の子どもの数は、35人以下となります。

ただし、満3歳以上満4歳未満の子どもの学級は、子どもの数が20人を超える場合は2人以上の保育者を配置する必要があります。

学 級	子どもの数
3歳以上4歳未満の子どもの学級	35人以下（20人を超える場合は2人以上の保育者を配置する。）
4歳以上の子どもの学級	35人以下

(3) 認定こども園には、1人の認定こども園の長を置く必要があります。

2 職員資格

- (1) 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員は、保育士であることが必要です。
- (2) 満3歳以上の子どもの保育に従事する職員は、幼稚園の教員の免許状を有する者を又は保育士であることが必要です。
- (3) 満3歳以上の子どもの共通利用時間の保育に従事する職員は、原則、幼稚園の教員の免許状を有する者であることが必要です。
- (4) 満3歳児以上の子どもの長時間利用児の保育に従事する職員は、原則、保育士であることが必要です。

◇職員資格

0～2歳児	保育士
3～5歳児	共通利用時間と長時間保育に対応するため、幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士
共通利用時間	原則、幼稚園の教員の免許状を有する者
3歳以上の長時間保育	原則、保育士の資格を有する者

- (5) 共通利用時間において幼稚園の教員の免許を有する者の確保が困難な場合の特例
幼稚園の教員の免許を有する者の確保が困難な場合には、次のような特例があります。
この場合には、認定こども園の申請とは別に申請が必要となります。また、認定こども園の認定を受けた後も必要に応じて申請することができます。

○ 幼保連携型認定こども園（特例幼保連携幼稚園）

- ① 保育士であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して相当と認める者をその者が幼稚園の教員の免許状の取得に向けて努力を行っている場合に、臨時免許状を授与されたもの（特例助教諭）を配置することができます。特例助教諭は、学級の3分の1を超えて専任の教諭の数に含むことができます。
※ 幼稚園には専任の教諭を置くこととされていますが、教諭は、当該幼稚園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をこれに代えることができるとされています。（幼稚園設置基準第5条第1項）
- ② 該当する保育士は、当該幼稚園の設置又は移転の後に新たに採用されたものでない者に限ります。

○ 保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園

- ① 保育士であって、その適性、能力等を考慮して知事が相当と認める者を配置することができます。
- ② 知事が相当と認める者とは、次の要件を満たすことが必要です。
ア 児童福祉施設又はへき地保育所において120時間以上保育士として従事した月数が36月以上であること

イ 職員資格の認定を申請した直後に行われる教育職員免許法に規定する幼稚園教員資格認定試験（幼稚園に係るものに限る。）を受ける予定であること。

ウ 保育に従事しようとする施設の長が適当と認めていること

エ 認定こども園の認定を受けた後に新たに採用された者でないこと

- (6) 満3歳以上の子どもの長時間利用児の保育において保育士の確保が困難な場合の特例
保育士の確保が困難な場合には、次のような特例があります。この場合には、認定こども園の申請とは別に申請が必要となります。また、認定こども園の認定を受けた後も必要に応じて申請することができます。

○ 幼保連携型認定こども園（特例幼保連携保育所）

- ① 幼稚園の教員の免許を有する者であって、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して知事が保育士と承認した者は、保育士とみなすことができます。
- ② みなし保育士の有効期間は3年です。ただし、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難であると知事が承認した場合に限り、6年の有効期間とすることができます。
- ③ 該当する者は、当該保育所の設置又は移転の後に新たに採用されたものでない者に限ります。

○ 幼稚園型認定こども園・地方裁量型認定こども園

- ① 幼稚園の教員の免許状を有する者であって、その適性、能力等を考慮して知事が適当と認める者とすることができる。
- ② 知事が適当と認める者とは、次の要件と満たすことが必要です。
 - ア 120時間以上幼稚園の教員として従事した月数が36月以上であること。
 - イ 職員資格の認定を申請した直後に行われる児童福祉法に規定する保育士試験を受ける予定であること。
 - ウ 保育に従事しようとする施設の長が適当と認めていること。
 - エ 認定こども園の認定を受けた後に新たに採用された者でないこと。

3 施設設備

- ① 0～満2歳児に係る施設設備基準は、保育所の基準が適用されます。
- ② 満3～満5歳児に係る施設設備基準は、幼稚園及び保育所の双方の基準を満たすことが原則です。

(1) 幼保連携施設について

幼稚園と保育所、幼稚園と認可外保育施設のそれぞれの建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合（幼保連携施設）、建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内になければなりません。

ただし、例外として、次のすべての要件を満たす場合は、同一の敷地内又は隣接する敷地内になくとも認めることができます。

- ① 当該幼稚園及び保育所等における子どもに対し教育及び保育の提供を容易に合同して行うことができること。
- ② 子どもの移動時の安全が確保されていること。

(2) 園舎の面積

- ① 園舎の面積は、次の表により算出した面積以上とする必要があります。（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、その保育の用に供する施設設備の面積を除きます。）

学級数	面積
1学級	180 m ²
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2) m ²

- ② 園舎の面積に係る既存施設の特例

既存施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合、次の要件を満たすときは、①の基準を満たさなくても認めることができます。

※これは、既存の施設が認定こども園に移行できるための特例です。

ア 保育室又は遊戯室の面積が、満2歳以上の子ども1人につき1.98 m²以上であること。

イ 満2歳未満の子どもの保育を行う場合は、アに加えて、(4)の乳児室又はほふく室の設置が必要。その場合、乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65 m²以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3 m²以上必要
※乳児室又はほふく室の面積については、満2歳未満のほふくしない子どもについて乳児室1.65 m²が必要であり、満2歳未満のほふくする子どもについて3.3 m²必要であること。

◇園舎の面積

施設の新設 又は 既存施設（幼稚園型）		既存施設（幼保連携型・保育所型・地方裁量型）の特例	
<園舎の面積>		5歳児	<保育室又は遊戯室の面積> 子ども1人につき1.98㎡
学級数	面積	4歳児	
1学級	180㎡	3歳児	<乳児室又はほふく室の面積> 乳児室:子ども1人につき1.65㎡ ほふく室:子ども1人につき3.3㎡
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2) ㎡	2歳児	
		1歳児	
		0歳児	

2歳未満の子どもも保育する場合

(3) 保育室又は遊戯室の面積

- ① 満2歳以上の子ども1人につき1.98㎡以上必要です。
- ② 保育室又は遊戯室の面積に係る既存施設の特例

満3歳以上の子どもに係る面積の算定については、既存施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合、その園舎の面積が(2)の②の基準を満たすときは、①の基準を満たさなくても認めることができます。

◇保育室又は遊戯室

施設の新設 又は 既存施設（保育所型）		既存施設（幼保連携型・幼稚園型・地方裁量型）の特例	
<保育室又は遊戯室の面積> 子ども1人につき1.98㎡		5歳児	<園舎の面積>
		4歳児	
		3歳児	<保育室又は遊戯室の面積> 子ども1人につき1.98㎡
		2歳児	

(4) 屋外遊戯場の面積

次の基準をすべて満たす必要があります。

- ① 満2歳以上の子ども1人につき3.3㎡以上であること。
- ② 次の表の面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて①の基準により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{ m}^2$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{ m}^2$

◇屋外遊戯場の面積



※①と②のそれぞれを計算して、双方を満たす必要がある。

③ 屋外遊戯場の面積に係る既存施設の特例

①か②の基準を満たせば認めることができます。

◇屋外遊戯場の面積の計算例

年齢	園人数	学級数	新 設	既存特例A	既存特例B
0, 1歳	10人	—	—	—	
2歳	20人	—	②	②	
3歳	30人	1学級	① ③	①	③
4歳	30人	1学級			
5歳	30人	1学級			
120人		3学級	①+②と③の 双方を満たす		

ア 新設の場合

①	$400 \text{ m}^2 + 80 \text{ m}^2 \times (3 \text{ 学級} - 3) = 400 \text{ m}^2$	}	※双方を満たす
②	$3.3 \text{ m}^2 \times 20 \text{ 人} = 66 \text{ m}^2$		
計		466 m^2	
③	$3.3 \text{ m}^2 \times 110 \text{ 人} = 363 \text{ m}^2$		466m ² 必要

イ 既存施設の場合

①+②か③の基準を満たせば認めることができます。

④ 屋外遊戯場の場所の特例

幼保連携型、保育所型、地方裁量型認定こども園にあつては、次の要件をすべて満たす場合は、屋外遊戯場を認定こども園の付近にある場所に代えることができます。

ア 当該場所と車道との間にさく等が設けられていること、当該場所に存する遊具の点検が定期的に行われていること等により子どもが安全に利用できること。

- イ 利用時間を日常的に確保できること。
- ウ 教育及び保育の提供についての良好な環境が著しく害されるおそれがあると認められるホテル等が付近にないこと。
- エ 条例第3条の表第3号4に規定する基準を満たすこと。

(4) 乳児室・ほふく室

満2歳未満の保育を行う場合は、乳児室又はほふく室を設置する必要があります。

(5) 調理室

認定こども園には、調理室を設置しなければなりません。

4 管理運営

(1) 保育に欠ける子どもの保育時間

保育に欠ける子どもの保育時間は1日8時間を原則としますが、保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮して定めることが必要です。

(2) 開園日・開園時間

開園日及び開園時間は、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等その他の地域の実情に応じて定めることが必要です。具体的には、週6日の開園、長期休業期間への対応等が必要と考えられます。

(3) 入園する子どもの選考

児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう公正な選考方法を定めることが必要です。

【注意】

幼保連携型又は保育所型認定こども園である私立保育所における選考方法は、あらかじめ知事に届け出た（市町村に提出し、市町村は県に送付）方法で行うこととされています。また、この届け出た選考方法を記載した書類を備え付け、保護者からの求めがあった場合は閲覧が義務付けられています。

(4) 防災等の体制

子どもの健康の保持及び安全の確保のため、次の計画等を定めることが必要です。

- ① 子どもの健康診断の実施計画
- ② 消火、通報及び避難訓練の実施計画
- ③ 子どもの健康状態を把握し、その異常に対応する体制
- ④ 不審者の立入りに対応するための避難訓練の実施計画
- ⑤ 大型遊具及び危険箇所であると認められる場所についての点検の実施計画
- ⑥ 送迎時の子どもの安全を確保するための体制
- ⑦ 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を図るための体制

(5) 補償体制

認定こども園において事故が発生した場合に適切な補償を行うことができるように保険契約を締結するか又は共済制度へ加入していることが必要です。

(6) 給食体制

① 認定こども園においては、当該認定こども園の調理室において調理された食事を提供することが必要です。

② 満3歳以上の子どもに対する食事の提供を行う場合、衛生管理、栄養管理等について必要な配慮がなされていると認められ、次の要件を満たす場合に限り、給食の外部搬入を認めることができます。

ア 調理業務を受託する者と次の事項を内容とする契約を締結している場合

- ・子どもの年齢及び発達の段階並びにアレルギー等の症状、子どもに必要とされる栄養素量の給与等に配慮して食事を提供すること。
- ・衛生管理、栄養管理等について、当該認定こども園が行う必要な指示に従うこと。
- ・当該認定こども園が定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

イ 認定こども園において、献立について栄養士による指導を受けられる体制が整えられていること。

(7) 教育及び保育の内容

幼稚園教育要領及び保育所保育指針に沿った教育及び保育に関する全体的な計画及び指導計画が定められていることが必要です。具体的には、次のような計画が考えられます。

- ① 幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づいた教育及び保育に関する全体的な計画
- ② 幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づいた教育及び保育に関する年、学期、週、日々の指導計画

(8) 保育者の資質の向上

子どもの保育に従事する者の研修に関する計画が定められていることが必要です。

5 子育て支援事業

(1) 子育て支援事業は、次の事業のいずれかを実施することが必要です。（法律第2条第6項及び省令第2条）

- ① 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- ② 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- ③ 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業
- ④ 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業
- ⑤ 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

(2) 子育て支援事業は、当該地域の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らして当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ

て適切に提供することとされていることから、認定にあたっては、市町村の意見を聴いて行うこととなります。